

「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取り扱いについての一部改正について

(経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室)

「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取扱いについて (平成16年3月25日付け薬食発第0325002号、平成16・03・19製局第4号、及び環企発第040325002号)の一部を平成16年9月16日付で改正しましたのでお知らせいたします。

平成16年9月16日
薬食発第0916001号
平成16・08・24製局第1号
環企発第040916002号
厚生労働省医薬食品局長
経済産業省製造産業局長
環境省総合環境政策局長

「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取り扱いについての一部改正について

「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取扱いについて (平成16年3月25日付け薬食発第0325002号、平成16・03・19製局第4号、及び環企発第040325002号)の一部を下記のとおり改正する。

記

記の2の次に以下を加える。

- 3 分子量800以上(ハロゲン元素を2個以上含む化合物にあっては分子量1000以上)の化学物質については、生物の体内に蓄積されやすいものではないものとして取り扱うものとする。ただし、化学物質の構造等から当該取扱いができるものと判断できない場合には、この限りではない。
- 4 微生物等による化学物質の分解度試験等により生成した化学物質(元素を含む。)のうち、法第2条第2項第1号若しくは同条第6項第1号に該当しないもの又は同条第3項第1号イに該当する疑いのないものとして取り扱うものについては、別途公表するものとする。

